

令和4年度第1回総合教育会議 次第

日時：令和4年8月9日(火)

午後4時～

場所：福社会館2階201号室

1 議 題

(1) 部活動の地域移行について 資料1

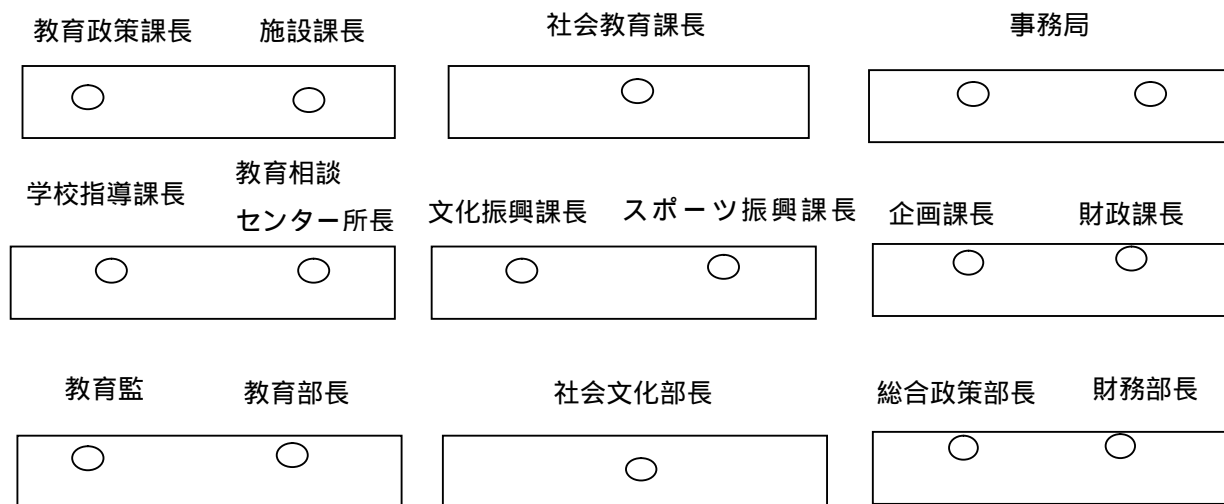
(2) コミュニティ・スクールの導入について 資料2

2 報 告

(1) 未来の教室整備について～今後の大規模改修工事における普通教室の整備～ 資料3

令和4年度第1回総合教育会議 配席図

出入口



傍聴席

岡田 委員

小出 委員

上原 委員

千野 委員

報道陣

中根 市長

安藤 教育長

中学校の部活動の地域移行について

1 スポーツ庁並びに文化庁の提言について

(1) 方向性

スポーツ庁並びに文化庁の提言に差異はなく、中学校の運動部活動、文化部活動を段階的に地域移行していく

- ①休日の部活動については、令和5年度から7年度を改革集中期間とし、段階的に地域移行していく。
- ②平日の部活動については、できるところから段階的に地域移行していく。
- ③令和8年度以降の部活動については、進捗状況を検証し、更に改革していく。
- ※①～③については、地域スポーツ担当部署、地域スポーツ団体、文化振興担当部署や社会教育など生涯学習担当部署、文化芸術団体、教育委員会、小・中学校等の関係者の理解と協力を得て環境整備していく。

(2) 実施主体

- ①総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、地域におけるスポーツ及び文化芸術等に親しむ機会を提供している組織・団体 など
- ②地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部・文化部が統合して設立する団体 など
- ③スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブを融合した地域スポーツクラブ
(中学校等の運動部活動も融合していく構想)

(3) 検討主体

- ①市の地域スポーツ担当部署、文化振興担当部署、社会教育など生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署（教育委員会）、地域スポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者
- ②市や都道府県の体育・スポーツ協会などの団体、文化振興財団などの団体

2 本市の中学校の部活動の状況及び予想される課題

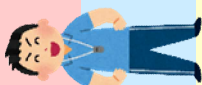
(1) 本市の部活動

- ①部活動数
男女別：255 1 学校平均：12.8
- ②生徒の参加状況
 - ・自由参加制にしているものの、約95%を超える生徒が参加している。
 - ・学校部活動と民間のクラブチーム等の両方に所属している生徒も若干名いる。
 - ・保護者等がボランティア等で行う練習（平日の夜や休日）に参加する生徒が若干名いる。
- ③指導者の数
 - ・教諭：約640人
 - ・部活動指導員：16人（教師と同様に監督・引率することもできる）
 - ・外部指導者：25人（単独での指導・引率はできない）
- ④その他
 - ・部活動を生きがいにしている生徒や部活動に大きな期待をする保護者が多い。
 - ・小学校の部活動については、全校実施している。

(2) 予想される課題

◎大きな教育的役割を果たしてきた学校の部活動を、どのようにして持続発展可能な形で地域移行を実現するか。とりわけ令和5年度から7年度の改革集中期間の休日の部活動の地域移行をどのように実現するか。

- 11,000人の生徒の受け皿となる団体、700人に及ぶ指導者、活動場所をどうするか。
- 地域移行に必要な人件費、道具等の経費、生徒の保険等の費用をどのように負担、予算化するか。
- 中学校とは別に、岡崎市に特有な小学校の部活動をどうするか。

現状	R5	R6	R7	R8～	R11	RX
学校部活動 ○平日 ・2～3日制 ・週4時間以内 ・1日2時間以内 ○休日 ・土日どちらか1日 ・3時間以内	地域学校部活動 （学校管理下） ～基本的な考え～ ・自由参加制のさらなる推進 ・地域のスポーツ団体・文化芸術団体への参加を考えている子供の意向を尊重 ・平日…完全2日制（1日当たり2時間以内） ・平日の部活動は、最小限とする ・休日…土日どちらか1日（3時間以内） ・R8からは、休日の部活動を行わない ・指導…教員、部活動指導員（大学生・教員OB）	地域ブロック部活動（新規） （学校管理下外） 徐々に部活動指導員を移行 → 学校部活動から競技ごとに移行	～基本的な考え～ ・市を8つのブロックに分けて活動場所を設置する 例）ブロック内のA中学校ではソフトテニスと卓球と陸上競技、B中学校ではバスケットボールとサッカー、C小学校ではバレーボールと軟式野球、D交流館では吹奏楽と絵画 ・指導：教員（兼職兼業）、部活動指導員（大学生・教員OB） 地域人材（地域のスポーツ団体を含む）	～基本的な考え～ ・教員：平日＋休日の練習試合や公式戦の指導及び引率 ・部活動指導員：平日＋休日の練習、場合によっては、練習試合や公式戦の指導・引率 ・地域（保護者）：休日の練習の見守り 		
一部の部活動						

地域スポーツ・文化活動

生涯の方向性

- 1 **教育委員会の特別委員会の立ち上げ（2学期）**
 - ・ 学校関係者（内部関係者）により、部活動の地域移行に関する議論を行う。
 - ・ 委員：岡崎市小中学校長会長、中学校長会長、小学校長会長、岡崎市教育委員会代表、学校現場代表 等
- 2 **関係部局、関係団体でつくる部活動地域移行検討委員会の立ち上げ（3学期）**
 - ・ 内部関係者だけでなく、学校に関わる外部の関係者を交えて部活動の地域移行に関する検討を行う。
 - ・ 委員：特別委員会委員、岡崎市PTA連絡協議会代表、市関係部局及び市内関係団体 等

運動部活動の地域移行について（案）

1 スポーツ庁の動向

（１）これまでの経緯

- ・平成30年3月：「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるとした。
- ・令和2年9月：「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表。令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとしている
- ・令和3年10月：「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において検討が行われる。
- ・令和4年6月：「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が取りまとめられる。

（２）「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」の概要

意義

- ・生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- ・人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

目指す姿

- ・少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ・スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ・地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- ・まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- ・目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

- ・ 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・ 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
 - ・ 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
- 改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

2 他市の取り組み状況

添付「部活動改革に伴う取り組み状況について」を参照

3 スポーツ振興課における課題

(1) 受け入れ組織の課題

- ・ 部活動への外部講師派遣か、既存地域スポーツ団体への加入か、総合型地域スポーツクラブの活用かなど、市及び教育委員会の考え方・方向性が定まっていない。
- ・ 既存の地域スポーツ団体に競技種目や地域的な偏りがあり、全市画一的な対応が難しい。
- ・ スポーツ協会や所属団体との情報共有や各団体の意向調査が出来ておらず、各団体の考え方にもばらつきがあることが想定される。
- ・ 総合型地域スポーツクラブを中心とした地域移行を考える場合、総合型地域スポーツクラブの育成が不十分で、クラブ数、活動範囲ともに不足している。

(2) 人的な課題

- ・ スポーツ少年団は小学生向けの団体が中心であるが、少年団が中学生に対する指導ができるのか？
- ・ 民間移行した場合、教員並みに指導者に求められる資質が確保できるか？
- ・ 指導者に年間通じて休日の指導にあたる時間が確保できるのか？
- ・ 部活動の大会運営は誰が行う？

(3) 活動の場の課題

- ・ スポーツ振興課で管理している一般利用のスポーツ施設では市内すべての小中学校の部活動を受け入れることは難しく、学校体育施設が利用できるような協力が必要である。
- ・ 練習だけでなく大会や試合の場は提供するのか？

(4) 費用的な課題

- ・指導者はボランティアが基本であるが、なり手を確保するためには継続可能な報酬が必要。
- ・活動の場が有料施設である場合の会場使用料の捻出
- ・競技ごとの設備や道具の確保が必要。

4 今後の整理・検討事項

- (1) 部活動の今後の姿
- (2) 部活動の種類、人数の把握
- (3) これまでの指導者の数と活動内容の把握
- (4) これまでの父兄の負担状況
- (5) 地域の受け皿の把握と受け入れ可能人数の把握
- (6) 指導者の必要人数の洗い出しと確保の方法
- (7) 必要経費の積算
- (8) 受益者負担の是非についての検討
- (9) 実施までの実行計画の作成

部活動改革に伴う取り組み状況について（豊田市）

豊田市では、教員の多忙化解消と、生徒自身の主体的な活動の選択を促すため、休日部活動を令和５年度に地域移行することを目指している。

学校教育の所管課（教育委員会学校教育課）の主導で令和３年度に各学校に設置した「地域学校協働本部」が主体となってモデル事業を実施しており、令和４年度も引き続き実施する予定である。

部活動は分野も幅広く、学校の規模や立地条件等も多様であり、地域移行に向けた課題が多いことから、各市の取組等現状について、ご教示ください。

1 豊橋市	小学校の部活動については、令和２年度末までですべて廃止しています。 中学校の部活動については、現在、学校教育課主体の「中学校部活動検討特別委員会」にて検討中です。
2 岡崎市	部活動廃止による受け皿として、総合型地域スポーツクラブを始めとした地域のクラブ等に移行することを検討しているが、場所や人員等の面で課題を抱えている。
3 一宮市	部活動外部指導者派遣事業として、派遣希望のある中学校に対して１部活動あたり年間３０回（１回２時間以上）の派遣を実施しているが、技術的な指導など補助的な役割を担うに留まっている。 休日部活動の地域移行に向けて、他の市町村の事例等を参考にしながら一宮市としての進め方を検討している。休日部活動の活動日や活動時間の縮減、大会の精選等を推し進めているが、地域移行には程遠い現状にある。
4 瀬戸市	・小学校についてはすでにクラブチーム制へ移行済（地域の人材により指導） ・中学校については近く示されるであろう国からの指針を踏まえ、学校教育の所管課を中心に方針を定めていくものと考えている
5 半田市	令和５～７年度に休日部活動の地域移行を目指しています。 現在は、受け皿の確保や謝金等の課題解決に向けて、学校教育課、生涯学習課、スポーツ課が中心となり検討をしています。
6 春日井市	学校教育の所管課が主導し、検討を進めているところです。
7 豊川市	学校教育の所管課（教育委員会学校教育課）を中心に対応方法を検討しておりますが、現在のところ、他部局、スポーツ団体等の調整は進んでおりません。
8 津島市	学校の地域が融合・協働し、推進すべき部活動の方向性や組織について話し合う検討委員会を今年度立ち上げる予定です。
9 碧南市	碧南市は、部活動の段階的な地域移管を図るために、令和５年度より部活動の外部講師事業の拡大を計画しています。令和５年度の段階では現在同様、学校部活動は学校教育活動の中の活動として活動を続け、外部講師

	事業の拡大の状況を見ながら、部活動の地域移行について考えていく予定です。
10 刈谷市	刈谷市では、教員が部活動指導への負担軽減できるよう外部指導者の増員を図っており、令和３年度は２７名を雇用、令和４年度は３２名の雇用を予定しています。今後も、部活動指導に関わる地域指導者の増員と持続可能な部活動の在り方の整備を図っていきます。
11 豊田市	議題提出市
12 安城市	学校教育課・市スポーツ協会・スポーツ課の３者で連携し、検討を行う予定ですが、現時点では情報収集に留まっております。 今後は、市スポーツ協会所属の各競技団体や民間クラブ等の意向や動向を踏まえながら、中学生の受け入れ等を検討していきたいと考えています。
13 西尾市	西尾市は、令和５年度から休日部活動の地域移行を目指しています。指導者や謝礼の問題など多くの課題を抱えていますが、教育委員会学校教育課の主導でスポーツ協会やスポーツ振興課と連携し進めてまいります。
14 蒲郡市	本年度、学校教育所管課が部活動の在り方検討委員会を立ち上げ、部活動の地域以降について検討を進めている。検討委員会は令和４年中に具体的な方向性を取りまとめる予定。
15 犬山市	犬山市では４校の中学校に国制度型の外部指導員１４名と、市独自型の部活動指導員２８名を派遣している。この指導員を活用しながら、まずは休日の部活動の段階的な地域移行を図る予定である。
16 常滑市	「スポーツ少年団」を始めとした『地域スポーツ団体』や『総合型地域スポーツクラブ』、また、新たに教育委員会が受け皿を整備する方法などが想定されるが、関係団体や指導者、学校等の意見を聞き最も適切な方法での地域移行を検討・推進していく。
17 江南市	運動部活動の地域移行については、市が支援する総合型地域スポーツクラブを中心に各スポーツ団体との情報共有に努めるとともに、国・県の動向に注視し、先進事例を調査するなど情報収集を行っています。
18 小牧市	令和４年度に部活動改革検討委員会を設置し、部活動のあり方に関する検討を行う。 令和５年度に市内中学校からモデル校（モデル部活）を選定して、休日の部活動を地域へ移行。地域部活動運営協議会（仮称）を立ち上げ、休日の部活動の運営を行っていく。 令和６年度以降、モデル事例での反省を踏まえながら実施校数を増やし、令和７年度から、市内全中学校で休日の部活動の地域移行を実施する予定。
19 稲沢市	令和７年までに移行できるように、今後検討して参ります。
20 新城市	部活動を所管する学校教育課において「部活動検討委員会」を立ち上げ、主にチーム型スポーツにおいて、学校の枠を取り外して市の中学生在が種目ごとに同一会場で活動する考えの「新城クラブ構想」という活動の在り方を

	模索しています。ただ、地域移行については市でも同様に種目や活動場所、指導者や財源の確保などさまざまな課題があります。
21 東海市	中学校の部活動については、教育委員会に設置されている「多忙化解消検討委員会」の課題の一つとして、これから検討を進めていくところです。
22 大府市	休日における中学校の部活動の地域以降について、本年度から教育委員会や総合型地域スポーツクラブと協議を開始します。
23 知多市	令和４年度より、「地域学校協働本部」を１つの小学校に設置しました。具体的な取り組みについては、今後、検討していきます。
24 知立市	現在、学校教育の所管課(教育委員会学校教育課)が調査検討しているところです。
25 尾張旭市	本市においては、これまで小学校部活動の地域移行・外部委託等について検討してきました。本年度、音楽講師の外部講師枠を増大させ、各校に１名ずつ配置したところです。 中学校においては、今年度から本格的に検討を始める予定で、他市町の動向を調査し、市のスポーツ団体等とも協議していく予定です。
26 高浜市	現在部活動改革のための委員会を立ち上げ、推進していくための方法を検討中。
27 岩倉市	現時点では、実施方針も定まっていない状態であるが、現在先進地で実施されているモデル事業等を参考に検討していく。
28 豊明市	本市の現状は学校の教員が部活動にあたっております。今後の部活動の在り方については検討中です。
29 日進市	小学校では部活動の終了時刻を勤務時間終了までとし、成績処理期間等の繁忙期には実施しないこととしております。また、中学校では朝練習は原則なし、平日のうち１日は休養日、休日のうち１日は休養日とする等の取り組みを進めております。 部活動の地域移行に向けた取組はまだありません。
30 田原市	令和３年度田原市部活動検討委員会において、休日の部活動を令和３年度から段階的に減らし、令和７年度から部活動は行わず、生徒自身が休日の過ごし方を選択できるようにするという取りまとめがなされた。また、令和３年度に田原市スポーツ協会及び田原市文化協会を通して、小中学生が参加可能な活動の調査を行った。
31 愛西市	愛西市では、スポーツ協会加盟団体に対し、中学生の受け入れ状況調査を行い、現状の把握と今後の受け入れ意向についてとりまとめた。調査結果を学校教育の所管課(学校教育課)と学校へ情報提供を行い、今後の進め方を検討していく。令和４年度中にはモデルとなる事例を作り、令和５年度から随時移行を進めていく予定。
32 清須市	地域のスポーツ活動団体や文化活動団体の状況把握を行うとともに、部

	活動のあり方について、学校、教育委員会、関係団体等の調整・検討を進めているところ。
33 北名古屋市	本市では、令和5年度より小学校の部活動が廃止となり、小学生の運動能力の低下が懸念されています。小学生の部活動の代替え案として地域スポーツクラブで活動を行う意見も出ているが、現状は厳しい状況であります。今後地域スポーツクラブの活動内容の見直しを検討していく必要があると考えている。
34 弥富市	スポーツ協会やスポーツ少年団の一部種目では令和4年度より中学生の活動場所を提供している。
35 みよし市	令和5(2023)年度から段階的に地域移行する予定です。
36 あま市	教職員の多忙化解消等の問題を解決するため、部活動を地域に移行することに対して関心を持っていますが、取組等状況については進展ありません。
37 長久手市	今年度から教育総務課が主導で今後の部活動の在り方について検討していく予定です。

文化部活動の地域移行について（案）

1 文化庁の動向

（１）これまでの経緯

- ・平成 30 年 12 月：「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を文化庁が策定、「学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める」とした。
- ・令和 2 年 9 月：「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から示され、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととした。
- ・令和 4 年 2 月：「文化部活動の地域移行に関する検討会議」を設置、7 月 25 日までに 6 回の検討会議を開催、「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」が示された。
8 月 9 日（予定）の第 7 回検討会議で「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」がまとめられる予定

（２）「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」骨子

中学校等の文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性

- ・文化部活動の段階的な地域移行
 - ・文化芸術等に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実
- 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等
- ・生徒の志向や状況に応じた対応
 - ・文化振興担当部署、社会教育など生涯学習担当部署、文化芸術団体、教育委員会、小・中学校等の関係者などによる協議会の設置

地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について

- ・地域の文化芸術団体等の整備充実、指導者の質・量の確保方策
- ・地域文化芸術団体等への支援
- ・指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）

地域における文化施設の確保方策

- ・円滑な学校施設の利用の促進とその管理の在り方

- ・ 学校施設を円滑に利用するための協議会の設置
- ・ 学校施設、社会教育施設や文化施設等の利用料の負担軽減のための措置の検討

大会・コンクールの在り方

- ・ 地域の文化芸術団体等に所属する生徒の大会等参加機会の確保
- ・ 全国大会をはじめとする今後の大会・コンクールの在り方
- ・ 大会・コンクール等の引率や運営に係る教師の負担の軽減

地域の文化芸術活動における会費の在り方

- ・ 適正な額の会費の在り方、費用の徴収方法等
- ・ 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

保険の在り方

- ・ 保険への加入と補償内容

学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方

- ・ 現行学習指導要領の総則に基づく適切な部活動運営と次期改訂における見直し
- ・ 高校入試での評価

地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方

- ・ 誰もが参加しやすい文化活動
- ・ 活動時間の適正化
- ・ 指導体制の見直し
- ・ 地域の文化芸術団体等との連携・協働

休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について

目標時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の文化部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすることが考えられる。

第6回文化部活動の地域移行に関する検討会議資料より

2 中核市教育長会の意見（第6回文化部活動の地域移行に関する検討会議配布資料）

☞資料1参照

3 地域部活動推進事業（モデル事業）

☞資料2参照

○愛知県犬山市

☞資料3参照

- ・専門的なスキルを有する人材に地域の指導員を委嘱
- ・学校のニーズに応じて指導員を派遣する体制を確立

○静岡県掛川市

☞資料4参照

- ・地域楽団の楽団員や音楽活動経験者などが「受け皿」となるNPOを設立
- ・合唱、吹奏楽などについて、週2日公共施設なども活用して実施

4 文化振興課における課題

- ・市内に文化芸術団体は複数存在するが、国が想定するような文化部活動の地域移行の「受け皿」になりうるか。
- ・地域移行の「受け皿」として活用できる施設や地域人材の把握
- ・移行にあたっては、関係者（学校の設置・管理運営担当課、文化振興担当課、生涯学習担当課、学校関係者、文化芸術団体等）の意見を聴きながら進める必要がある。
- ・受入れ体制や活動場所などを検討するための関係者による協議会の設置
- ・文化部活動の地域移行を中心となって推進する部署の設置（または所掌の明確化）

2022 年 7 月

文化部活動の地域移行に関する中核市教育長会の意見

文化部活動を令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間で地域移行していくためには、学校と地域の役割や目的を明確にしたうえで、以下の内容について、より一層充実を図り、「子供や保護者のニーズに合わせた活動」にしていくことが重要であると考えます。様々な組織より意見を求められていると思いますが、その意見がしっかり反映されることを望みます。

1. 地域の受け皿となる指導者の質・量の確保

運動部活動の地域移行における、総合型地域スポーツクラブなど様々な種目を融合した受け皿が文化部活動の場合には想定しづらいことに加え、スポーツ指導者のように指導者資格のライセンス制度などが文化活動にはあまり見受けられないことから、指導者の質・量の確保が一層難しくなるものと考えます。

また、文化部活動の中で、休日に活動している部活動は一部に限られており、地域移行により積極的に外部に指導を求める生徒の割合は少ないことを踏まえると、平日における移行も合わせて考えていくケースが多くなると考えます。

2. 文化施設の確保

文化部活動は運動部活動とは異なり、吹奏楽部においては、楽器等の保管場所などを鑑みると学校施設を使用して活動する機会がほとんどを占めるものと思われます。子供や保護者に新たな負担とならないよう、今後も学校施設を活用した活動が中心となることが想定されるところ、より一層、学校部活動と地域部活動との違いが見えづらくなり、責任の所在が運動部活動以上に明確化していく必要があると考えます。

また、学校施設が活用された場合、学校管理の上からそれに関わる教(職)員の負担が増え、真に教(職)員の働き方改革につながっていくのか危惧している。

3. 大会・コンクール等の在り方

大会やコンクールへの出場は、日頃の練習成果を発表する貴重な機会である一方、過度な活動は子供や指導者等に心身の負担をかけることになる。そのため、全国中学校文化連盟等を中心に、大会やコンクールの運営体制等を見直す機会とするとともに、地域移行後も参加資格等に不都合が生じないよう、上位大会から整理していく必要があると考えます。

4. 会費や保険の在り方

施設利用料など活動に伴う会費が保護者の負担とならないよう学校施設を利用することはもちろんですが、伝統・文化に関する活動では、地域指導者が指導にあたる前後にも用具の手入れや調整などが必要となり、実際の指導にあたる時間以上に時間を要している状況が想定されます。

そのため、指導者への謝金等の運営にかかる経緯について、国として予算措置が必須となることは避けられないと考えます。

また、吹奏楽部を想定すると、楽器の個人負担や楽器の運搬など、個人の費用負担が大きくなるのではないかと考えられます。

5．地域部活動の目的と責任の所在の明確化

地域における指導者の確保について、運動部活動以上に困難さが見込まれる中、一方で、文化部活動の存続のために、教員の兼職兼業の手法により対応していくことが比較的多くなると考えます。

学校施設を使用しながら、教員の兼職兼業による指導では、保護者側からすると何らこれまでの文化部活動の運営と見分けが付きづらい活動形態となります。学校部活動の延長が地域部活動ならば、その目的は子供の健全育成となり、責任は学校や教育委員会となります。したがって、地域移行に際し、教育委員会や学校は、新たに人材や場所、それに伴う予算を確保することになります。

また、地域部活動が学校部活動と別物ならば、運営主体ごとに目的も多様化し、責任の所在もそれぞれとなり、複雑な活動形態となるため、目的と責任の所在がより明確にされるよう求めます。

加えて、教員が兼職兼業する際の所属先の明確化と共に、このことが働き方改革につながらないのではないかと危惧している。

6．その他

運動部活動の地域移行における提言と同様の移行スキームが提示されている。同じ学校部活動として、文化部活動における地域移行も同じスケジュール感を設定していることが背景に思われるが、指導の受け皿となる団体や指導資格体制などが全く異なる状況であることや、実現可能性という視点から考えた場合、同じスケジュール感で進めることが妥当なのか不透明であります。

学校部活動の地域移行の目的が、教員の多忙化解消のためと矮小化されがちであるところ、より一層、市民の理解が得られるのか危惧されます。

加えて、地域移行にあたって必要となる財源については、地方公共団体のみならず、国としてしっかり予算措置されることを望みます。

	都道府県	学校名
1	北海道	紋別市立紋別中学校、紋別市立潮見中学校、紋別市立渚滑中学校
2	秋田	第一中学校、北陽中学校、下川沿中学校、南中学校、成章中学校、東中学校、比内中学校、田代中学校
3	栃木	佐野市立田沼東中学校
4	埼玉	篠津中学校、菁莪中学校、南中学校、白岡中学校
5	千葉	大多喜町立大多喜中学校
6	東京	豊島区立駒込中学校
7	神奈川	秦野市内中学校
8	新潟	胎内市立中条中学校
9	富山	朝日町立朝日中学校
10	福井	角鹿中学校他敦賀市内4中学校
11	山梨	市川三郷町立市川中学校
12	長野	櫻ヶ岡中学校、川中島中学校、裾花中学校、東部中学校、東北中学校、文化学園長野中学校、長野日大中学校、三陽中学校
13	岐阜	登龍中学校、東安中学校
14	静岡	掛川市立城東中学校他
15	愛知	城東中学校を含む犬山市内4中学校
16	三重	名張市立桔梗が丘中学校
17	兵庫	淡路市立北淡中学校
18	奈良	生駒市立生駒北中学校
19	岡山	赤磐市立磐梨中学校
20	山口	周南市立秋月中学校
21	徳島	徳島市立徳島中学校、川内中学校
22	香川	琴平町立琴平中学校
23	福岡	中間市立中間東中学校他3校
24	熊本	南関町立南関中学校
25	宮崎	延岡市立旭中学校
26	鹿児島	与論町立与論中学校
27	沖縄	南城市立佐敷中学校

(地域部活動推進事業)

犬山市

所在地	愛知県犬山市
運営主体	犬山市教育委員会
事業目標	楽器や技術レベルに応じて、各校が希望する指導員が招致できる人材を確保（委嘱）し、ニーズに対応した派遣が可能となる体制を確立する。 年間の指導時間・活動時間として、1校あたり130時間程度、市内4中学校で520時間確保する。 地区大会での受賞や、県大会への代表校としての選出など優秀な成績を残す。
団体・組織等の連携	拠点校名：城東中学校を含む犬山市内4中学校 【イメージ図】 <pre> graph TD 市教育委員会[市教育委員会] 犬山音楽文化協会[犬山音楽文化協会] 指導員[指導員] 中学校吹奏楽部[中学校吹奏楽部] 中学校教員顧問[中学校教員（顧問）] 学校施設[学校施設] 学校長[学校長] 活動報告[活動報告] 招致指名[招致（指名）] 指導[指導] 活動場所[活動場所] 管理運営協力[管理運営協力] 管理監督[管理監督] 審査委嘱[審査委嘱] 謝金[謝金] 申込[申込] 指導員選任の際の援助[指導員選任の際の援助] 市教育委員会 -- 活動報告 --> 指導員 指導員 -- 招致（指名） --> 学校長 学校長 -- 指導 --> 指導員 指導員 -- 指導 --> 中学校吹奏楽部 中学校吹奏楽部 -- 活動場所 --> 学校施設 中学校吹奏楽部 -- 管理運営協力 --> 中学校教員顧問 中学校教員顧問 -- 管理監督 --> 指導員 指導員 -- 審査委嘱 --> 市教育委員会 市教育委員会 -- 謝金 --> 指導員 指導員 -- 申込 --> 市教育委員会 犬山音楽文化協会 -- 指導員選任の際の援助 --> 市教育委員会 </pre> 市内各中学校
活動場所	・犬山市内4中学校 学校内
活動概要	拠点校を城東中学校に置き、市内4中学校の吹奏楽部の活動充実を図るため「犬山市立中学校吹奏楽部活動指導員設置要綱」に基づき、専門的なスキルを有し、生徒への技術指導が可能な地域の指導員を委嘱し、各校の実情と希望により派遣（中学校が招致）した。

○ 本事業による成果

専門的なスキルを有する指導員を委嘱することで、教員による技術指導の負担は軽減されている。生徒も指導員により、正しい知識や技術を身に付けられることや、専門的な指導員に教えてもらえることが生徒が積極的に学ぼうとするなど、技術的な向上だけではない成果が得られている。

○ 児童・生徒への指導に関する工夫

技術指導以外に楽器のメンテナンス方法や、選曲アドバイスも行っている。また、生徒が楽器購入を希望した際には、生徒・保護者へ指導員と教員とで連携してアドバイスやサポートも行っている。

○ 運営上の工夫

専門的な技術を有した指導員を確保するため、犬山音楽文化協会に指導員の面接を依頼するなど地域団体から援助を受けながら指導員を委嘱している。

顧問から生徒・保護者へ、指導員による専門的な技術指導を受けられていることを周知するなど、充実した体制となっていると認知してもらっている。それにより、生徒の学ぶ姿勢へと繋がるよう教員による指導も行っている。

○継続的な運営に関する課題

人材確保のため教育委員会と地域団体等との連携は取れている。しかし実施場所が各中学校となっているため、教員が活動時間中に常駐しなければならないなど、現状の運営体制には課題がある。

部活動は土日だけでなく平日も含めて実施しており、地域移行が土日のみではなく平日も対象となれば、生徒は専門的な知識を得る機会が増え技術力の向上が見込まれる。さらに、教員の多忙化解消につながり、部活動指導の負担を軽減することができる。

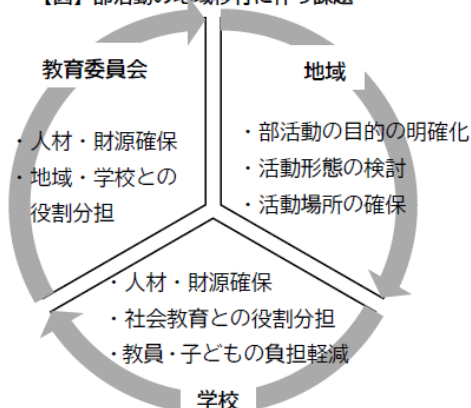
また、基礎的な楽器のパート練習であれば学校毎の縦割ではなく、指導員による合同練習など柔軟に制度を活用できるような仕組みづくりも必要である。

○令和5年度からの学校部活動の段階的な地域移行に関する方針・計画

現在、専門的な知識を有した指導員による部活動指導を実施しており、学校部活動を地域移行している。しかし、実施場所が学校内であるため教員が出勤している状況である。そこで教員の負担軽減という観点から実施場所や、実施方法の検討を行う。また第三者機関の意見を参考にしつつ検討を行う。

学校以外の場所に活動の場を一部移し、地域移行を実施した場合、生徒の安全管理を指導員が実施できるような制度作りを検討する。

【図】部活動の地域移行に伴う課題



指導者	プロ指導員 19名、一般指導員2名
スケジュール	・4月中旬 委嘱状伝達式(プロ・一般) ・夏 期 広報にて新規指導員の募集(一般公募) ・7月上旬 (応募があった場合)新規一般指導員の指導実習 ・8 月 学校以外の場所における活動の検討(令和5年度実施に向けて検討) ・3 月 末 次年度更新手続き 随時 学校からの推薦による新規指導員の登録(教育委員会にて面接の上、登録決定)
保険加入等	犬山市民活動等災害補償保険

(地域部活動推進事業)

掛川市立城東中学校他 ← 拠点校名等

所在地	静岡県掛川市
運営主体	掛川市教育委員会
事業目標	現在の部活動には、生徒・教員数の減少、教員の多忙化、生徒・保護者のニーズの多様化等の様々な課題が挙がっている。このような課題を解消し、生徒・教員にとって望ましい部活動を行うための体制や環境の整備等の仕組みの構築を目指す。本事業を通して、段階的に学校部活動を地域に移行するための手立てや仕組みを実践的に研究し、その成果等を県内に広めることで、モデル市以外でも、各地区や市町の実情に応じて部活動の地域移行が実施できるようにする。
団体・組織等の連携	本事業における運営主体の掛川市教育委員会は、掛川市立城東中学校を拠点校の中心に設定するとともに、活動主体として、特定非営利活動法人掛川文化クラブに再々委託した。掛川文化クラブは指導者や学生ボランティアを集め、練習会や体験会等の運営に当たった。この掛川文化クラブは学校に吹奏楽部がない生徒やその他の文化部や運動部に所属している生徒にとって、新たに音楽活動(吹奏楽、弦楽、合唱)を行うことのできる場となった。また、地域の楽団に所属する演奏家や高校生などのボランティアの支援を受けながら、質の高い指導を受けることのできる環境をつくることで、生徒の演奏技術の向上につなげることができた。
活動場所	掛川市立城東中学校校舎 掛川市生涯学習センター 掛川市大東北公民館 掛川市市民文化会館シオーネ
活動概要	掛川文化クラブは水曜日(全12回)と土曜日(全21回)に掛川市立城東中学校や市内公民館、掛川市生涯学習センター等を拠点として活動を行った。特に拠点校である城東中学校の吹奏楽部員が掛川文化クラブの活動に参加できる機会を設け、地域人材による指導や部活動顧問の負担軽減などについて成果や課題を明らかにするための実践的な研究を行った。 平日については部活動顧問による指導に加え、掛川文化クラブのスタッフが部活動指導員として指導に関わることで、顧問の学校業務に携わる時間を確保するだけでなく、休日の掛川文化クラブでの活動と関連付けることができた。 休日については、10月より月に1回程度、吹奏楽部と掛川文化クラブの活動時間を調整し、吹奏楽部員が掛川文化クラブの活動にクラブ会員として合同で練習した。また、11月27日には掛川文化クラブと市内中学校吹奏楽部の合同練習会を開催し、地域のクラブで音楽活動を行うことのよさを伝える機会を設けた。さらに、1月22日には成果発表会を開催し、クラブ会員の発表の場を設けた。

○本事業による成果

【成果】

（顧問の視点）

◆合同練習や吹奏楽交流会が開催された10月～12月の城東中学校吹奏楽部顧問の休日の部活動従事時間は、一昨年度に比べて削減することができた（一昨年度は48時間、今年度は43.5時間、約10%減）。週休日に2日間とも休むことができることに大きなメリットを感じている。また、吹奏楽部の平日の活動を掛川文化クラブの指導者が部活動指導員として指導に携わったことで、指導者との信頼関係の構築や指導の継続性が図られ、生徒にとって合同練習会への参加がより有意義なものになったと感じている。

（参加した児童生徒の視点）

◆掛川文化クラブの会員アンケート結果は次のとおりである。（回答数：9）

○掛川文化クラブの活動に満足している。 肯定的回答割合：100%

◆掛川文化クラブとの合同練習会に参加した城東中吹奏楽部員のアンケート結果は次のとおりである。（回答数：22）

①これまでの掛川文化クラブとの合同練習会に満足している。 肯定的回答割合：77%

②地域の指導者による技術指導に満足している。 肯定的回答割合：77%

③今後も地域の指導者による指導を受けたいと思う。 肯定的回答割合：59%

④掛川文化クラブに参加し、音楽活動に取り組みたいと思う。 肯定的回答割合：46%

⑤将来、地域の楽団に参加し、音楽活動に取り組みたいと思う。 肯定的回答割合：23%

◆掛川文化クラブの吹奏楽交流会に参加した生徒のアンケート結果は次のとおりである。（回答数：51）

①今回の吹奏楽交流会の活動に満足している。 肯定的回答割合：92%

②地域の指導者による専門的な指導に満足している。 肯定的回答割合：98%

③他校の生徒との交流に満足している。 肯定的回答割合：89%

④全体での合奏に満足している。 肯定的回答割合：94%

（保護者の視点）

◆「地域で音楽活動できる場所が少ないことから、掛川文化クラブのようなクラブができたことはとてもうれしい」（クラブ会員保護者の感想）という声が聞かれるなど、本事業を期待を寄せる保護者が多かった。

◆吹奏楽交流会に参加した保護者のアンケート結果は次のとおりである。

①今回の吹奏楽交流会のような他校の生徒と交流する機会があるとよい 肯定的回答割合：100%

②今回の吹奏楽交流会のような地域の指導者から技術指導を受けられる機会があるとよい 肯定的回答割合：100%

○児童・生徒への指導に関する工夫

・地域の市民楽団に所属する楽団員が指導した。長年、楽器の演奏を経験していることに加え、社会人になっても音楽活動を継続しているため、生徒に音楽を生涯にわたって楽しむことのすばらしさを伝えることができた。

・各パートに指導者がいるため、学校部活動ではできないようなきめ細かな演奏方法の指導ができた。また、楽器の状態確認やメンテナンスの方法などの技術指導以外の指導も実現した。

・指導者は地域の楽団に所属しており、常に研鑽を重ねているため、生徒は高度な演奏技術を目の当たりにできる。また、指導者同士の横のつながりを生かすことで、指導過程で気付いたことを共有し、生徒個々の習熟度に応じた適切な指導ができた。

・学校の校舎を使用することで、感染予防対策を徹底しながらパート別の練習を行うことができた。

○運営上の工夫

・掛川文化クラブは地域の楽団を運営するスタッフが関わって運営されている。そのため、地域指導者の確保や発表会等の運営など、地域団体の良さを生かした運営ができた。

・掛川市教育委員会が中心となることで、募集チラシの配布や休日の校舎使用、各校の吹奏楽部同士の連携、交流会の案内配布など、拠点校以外との連携もスムーズであった。

・掛川市教育委員会を中心に市内小中学校で使用されていない楽器を集めたことにより、活動に十分な数の楽器を確保できた。

・学校の校舎を活用することで、会場費用の負担を軽減した。

○継続的な運営に関する課題

- ・多くの指導者が民間企業等に勤務をしながら指導に携わっているため、人数がそろわず、活動ができないこともあった。特に平日の夜間の活動は指導者数が不足しがちである。クラブの活動を持続的に行うためにも、学校や地域と連携した指導者確保の仕組みづくりは必要である。
- ・指導者の多くは生徒等への指導経験がないため、部活動顧問のような教育的な視点が十分ではない。思春期特有の心の状態や、特別な支援が必要な生徒への適切な指導について理解を深めるための研修制度を充実させる必要がある。
- ・市内小中学校から集めた楽器の多くはメンテナンスが必要で、実際に使用できる楽器数は不足した。また、公共施設には楽器の保管場所が十分でない。
- ・ほぼすべての小中学校が休日の活動場所として校舎内を提供できなかったため、活動場所を交通の便がよい場所に設定することができなかった。その結果、送迎を理由に参加を見送る生徒もいた。
- ・会費は月1,000円で運営したが、会場費や楽器のメンテナンス費、ボランティアスタッフへの謝金などを支払うためには十分でない。会費の値上げについて検討しているが、参加生徒数の減少の恐れがあることも踏まえ、適切な会費金額の設定をする予定である。なお、学校以外の活動場所は指定管理制度を採用している施設であるため、減免申請が難しい状況である。
- ・生徒や会費の管理、運営資金繰りはその業務量が多く、民間企業に勤めながら他の楽団等でも活動しているスタッフにとっては大きな負担である。このことが、今後のクラブスタッフの人材確保に困難をきたすことがないよう、クラブ管理運営の業務量を見直すことが求められる。
- ・クラブには独自の活動方針(活動内容、活動回数)があり、コンクールやコンテスト等へ出場することを目的としている部活動との連携が難しいことがある。
- ・指導者は各楽器のエキスパートではあるが、吹奏楽団全体を指導することについては、難しさを感じる者が多い。指導者へのアンケート結果は次の通りである。

①今後も中学生の指導に関わりたい。 肯定的回答割合:92%

②将来的に、部活動顧問のように中学生の吹奏楽団全体を指導したい。 肯定的回答割合:30%

○令和5年度からの学校部活動の段階的な地域移行に関する方針・計画

1 部活動の地域展開方針

(1) 方針

平日も含めたすべての部活動を地域クラブ化する。また、ニーズに応じた新たなクラブを設置する。

(2) 管理体制

本研究で連携した掛川文化クラブのような市民による地域クラブの設立には大きな労力が必要であり、他の種目に横展開するためには指導者だけでなくクラブの管理運営をする人材を確保しなければならず、持続可能性の点からも課題が多い。そこで、一般財団法人掛川市文化財団と連携して、クラブの管理運営を担う「地域クラブ管理事務局(仮称)」の設置により、現在の学校が管理する部活動を事務局が管理する地域クラブに移行し、会員や会費の管理、指導者の派遣などを事務局が担う体制にする。このように管理運営と指導を分業制にすることで、様々な分野において指導者が参画しやすい環境を整える。今後、掛川市の文化系活動は、管理事務局が管理する文化系の地域クラブと掛川文化クラブのような市民団体が立ち上げた地域クラブに代わる。

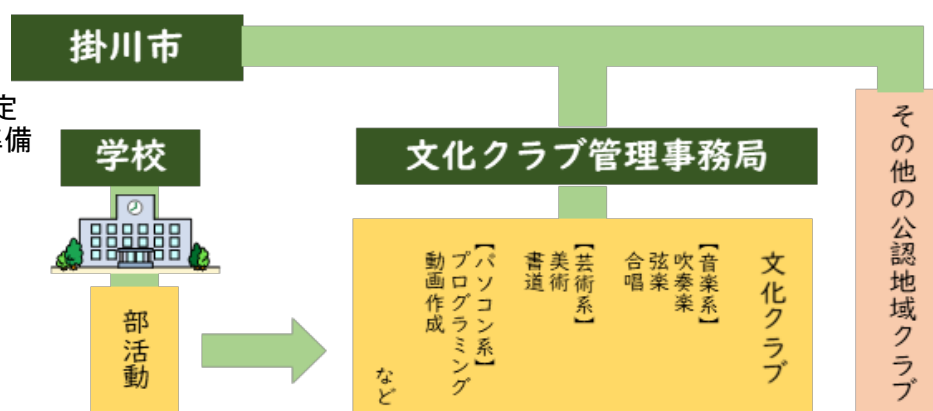
2 地域移行スケジュール

令和4～8年度

- ・部活動地域展開基本計画策定
- ・地域クラブ管理事務局設立準備
- ・公認クラブ活動支援
- ・指導者確保、育成
- ・市民への広報
- ・部活動数の適正化検討
- ・会場、指導者調整 他

令和9年度(予定)

- ・部活動の完全地域クラブ化



3 新たな制度設計

(1) 指導者公認制度

地域指導者の研修を開催し、受講を要件とした公認資格を設ける。部活動に代わる地域クラブの指導者については、本公認資格の取得を義務付ける。

(2) 地域クラブ公認制度

掛川文化クラブのような、市民発の地域クラブを掛川市教育委員会が公認し、その活動を支援する。

(3) 教員の兼職兼業

指導を希望する教員が兼職兼業の許可を得た上で、本務に支障がない範囲で指導に携わることができるようにガイドラインを作成する。

(4) 地域クラブ管理マニュアル

地域クラブの管理事務局が安全・安心で充実した活動を提供できるように、管理マニュアルを作成する。

4 令和4年度の計画(案)

(1) 部活動地域展開研究委員会開催

- ・部活動数適正化計画作成部会
- ・教員の兼職兼業ガイドライン作成部会
- ・部活動管理マニュアル作成部会

(2) エリア部活動実践研究

(3) プログラミングクラブ設立準備

(4) 指導者研修開催および公認指導者制度施行

(5) 部活動指導員(地域指導者)募集、管理(指導者バンク制度)

募集方法	チラシ配布、学校での通知
指導者	特定非営利活動法人掛川文化クラブ理事6人 地域の市民楽団で活動している演奏家7人
移動手段	保護者による送迎
活動費用	月1,000円
スケジュール	4月 募集案内配付 5月 クラブ説明会、体験入部 6月～1月 クラブ練習会(水曜日12回、土曜日21回) 8～9月 緊急事態宣言のため活動休止 10月～1月 城東中学校吹奏楽部合同練習会 11月 市内吹奏楽交流会 1月 クラブ成果発表会
保険加入等	スポーツ安全協会保険 活動参加児童生徒 23人 地域指導者 21人 学生ボランティア 4人

コミュニティ・スクールとは（地域学校協働本部との関係も含めて）



- 平成 29 年 4 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正 → 学校運営協議会の設置の努力義務化
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の主な 3 つの機能（地教行法第 47 条の 5）
 - 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
- 公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況（令和 3 年度文科省調査より）
 - 全国 10,485 校（導入率 37.3%） 前年度より 1,804 校増
 - 愛知県 216 校（導入率 15.7%） 前年度より 42 校増
 - 県内導入市区町村 17 自治体（導入率 32.1%）
- 令和 4 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022 について」（いわゆる骨太の方針）の「社会課題の解決に向けた取組」の項目の中で、「地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する」と触れられている。

社会的背景等

- 地教法改正（H29.4.1施行）
- 新学習指導要領（H29.3.31告示）
- 家庭の教育力、地域の教育力低下
- サービス産業化された教育

- 設置の努力義務化
- 補助事業の補助要件

岡崎の教育が目指すもの

- 自ら判断し行動する子供の育成
- 助け合って学ぶ子供の育成
- キーワード「自立」「共生」「創造」
- 学び方改革、働き方改革

岡崎の教育を推進するための課題

- 家庭・地域と教育ビジョン共有（当事者として協働） ○ 地域とともにある学校づくり
- 「社会に開かれた教育課程」の実現 ○ 新たな学校デザインの実現 ○ 個別最適化された学び

コミュニティ・スクールの導入

導入計画（「学校教育等推進計画」目標値：令和7年度までに3校）

令和4年度から6年度まで1校ずつモデル的に導入



令和 4 年第12号議案

岡崎市学校運営協議会規則の制定について

岡崎市学校運営協議会規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 7 月27日提出

岡崎市教育委員会

教育長 安 藤 直 哉

岡崎市学校運営協議会規則

（趣旨）

第 1 条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、岡崎市立の学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、岡崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営の計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、前条第 1 項の規定により承認した学校経営の計画、教育課程の編成等の基本的な方針の実現に資する一般的な事項（特定の個人に関する事項を除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第 6 条 協議会は、毎年度 1 回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第 7 条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を当該委員に示さなければならない。

（会長及び副会長）

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要

する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委任）

第16条 この教育委員会規則に定めるもののほか、この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

岡崎市学校運営協議会規則のあらまし

1 制定内容

- (1) 協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。(第2条関係)
- (2) 教育委員会は、(1)の目的が達成できると認められる場合には、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。(第3条関係)
- (3) 対象学校(協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長は、学校経営の計画及び教育課程の編成に関すること等について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。(第4条関係)
- (4) 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する一般的な事項について、教育委員会に対して意見を述べるができることとする。(第5条関係)
- (5) 協議会の委員の構成、定員、任期等について定める。(第8条・第10条関係)
- (6) 協議会の会長及び副会長に関する事項を定める。(第12条関係)
- (7) 協議会の会議の議事及び会議の公開について定める。(第13条関係)
- (8) 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。(第15条関係)

2 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

3 制定理由

教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むため、学校運営協議会を設置できるようにする必要がある。

今後の大規模改修における普通教室の整備について

1 小中学校の普通教室の現状

小・中学校 正面



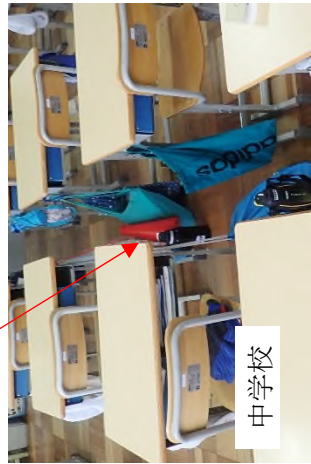
電子黒板の設置場所にテレビ台があり支障となる。

充電保管庫が設置されたため、配膳台が黒板下に突出し支障となる。

充電保管庫



小学校



中学校

チーム学習では机を頻繁に動かすため、掛けてある荷物が支障となる。

小学校 背面



ロッカー拡大写真



ロッカーが狭く、手荷物等が入らない。

備品ロッカーを置くとは教室全体が狭くなり、チーム学習では教室全体を活用できない。

中学校 背面



ロッカー拡大写真



2 普通教室の整備内容

令和5年度以降に着手する校舎の大規模改修（根石小、大樹寺小、甲山中から）では、普通教室の整備方針を以下のとおりとする予定です。

教室の正面はこうなります！

【電子黒板・ホワイトボード】

- ・電子黒板（自立式）は、教室の前面左、中央と南窓側中央付近の3か所で使用できるようにする。
- ・曲面黒板を、平面ホワイトボードにする。

【教師用の収納】

- ・テレビ台を廃止し、コンパクトな収納ロッカーを設置する。
- ・小学校は、背面ロッカーの上部に教師用収納棚（鍵付き）を整備する。

【教卓・教師机】

- ・教室をフレキシブルに活用するため、教卓と教師机は、現状よりコンパクトなものとする。

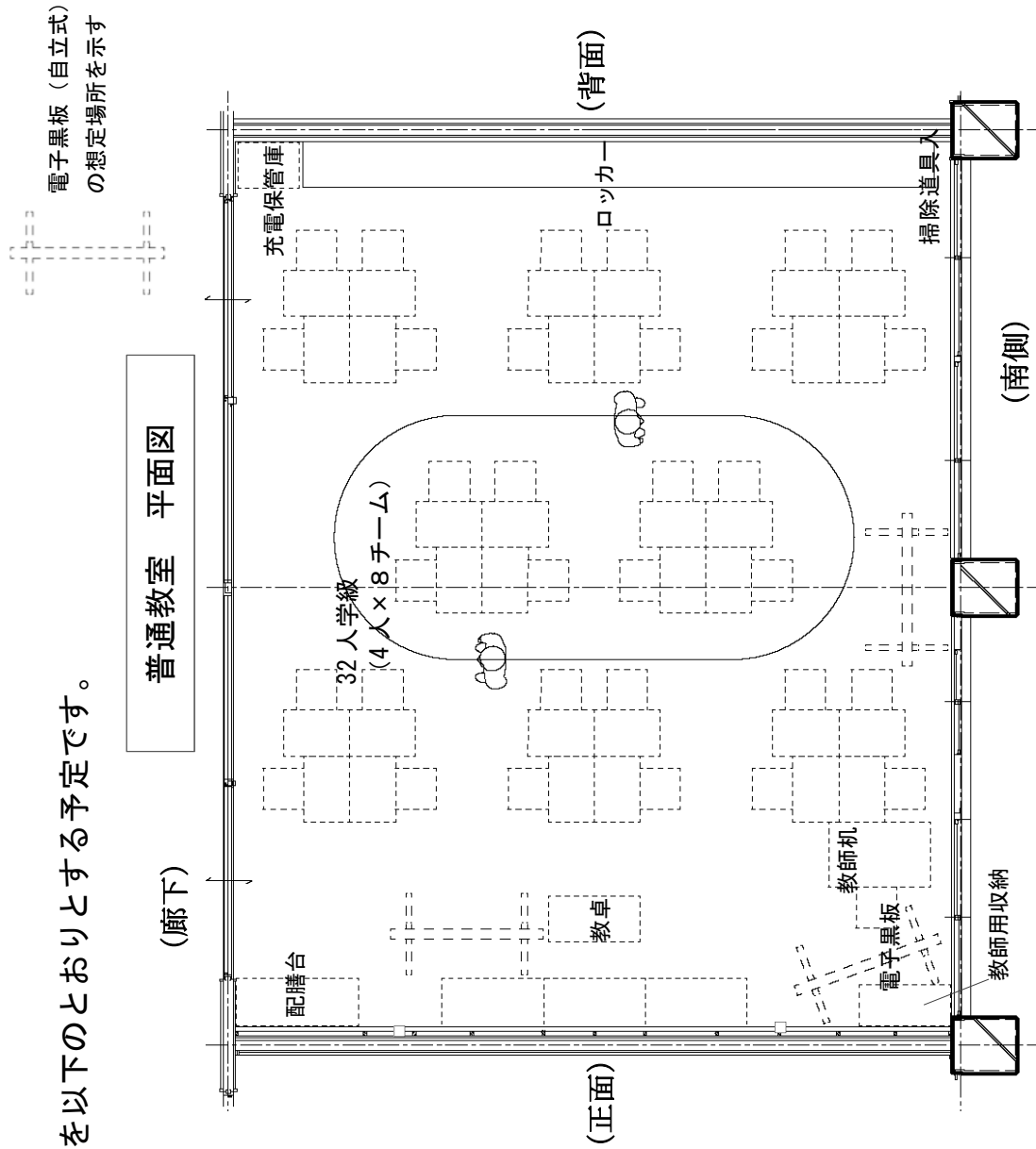
教室の背面はこうなります！

【背面ロッカー・背面黒板】

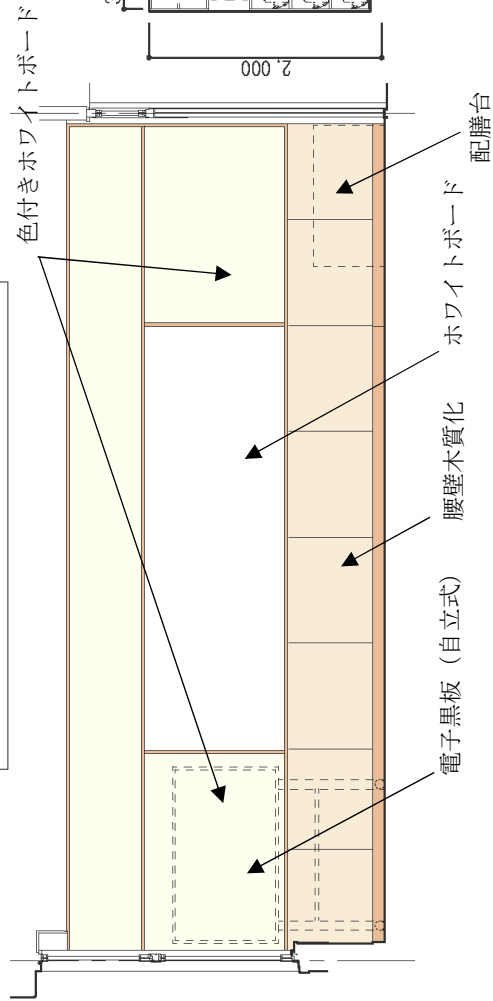
- ・小学校は、12列×3段の36人分とし、個々のマスの横幅を広くする。
- ・中学校は、14列×3段の42人分とし、可動棚付きで、鍵が掛けられるようにする。
- ・小学校は、使用頻度が低いものや、個々のロッカーに入らないものは、ロッカー上や教師用収納棚に入れる。
- ・背面黒板は電子黒板で代用可能であることから、廃止する。
- ・教師用収納棚の扉の表面は、ホワイトボードにする（掲示可）。

【充電保管庫】

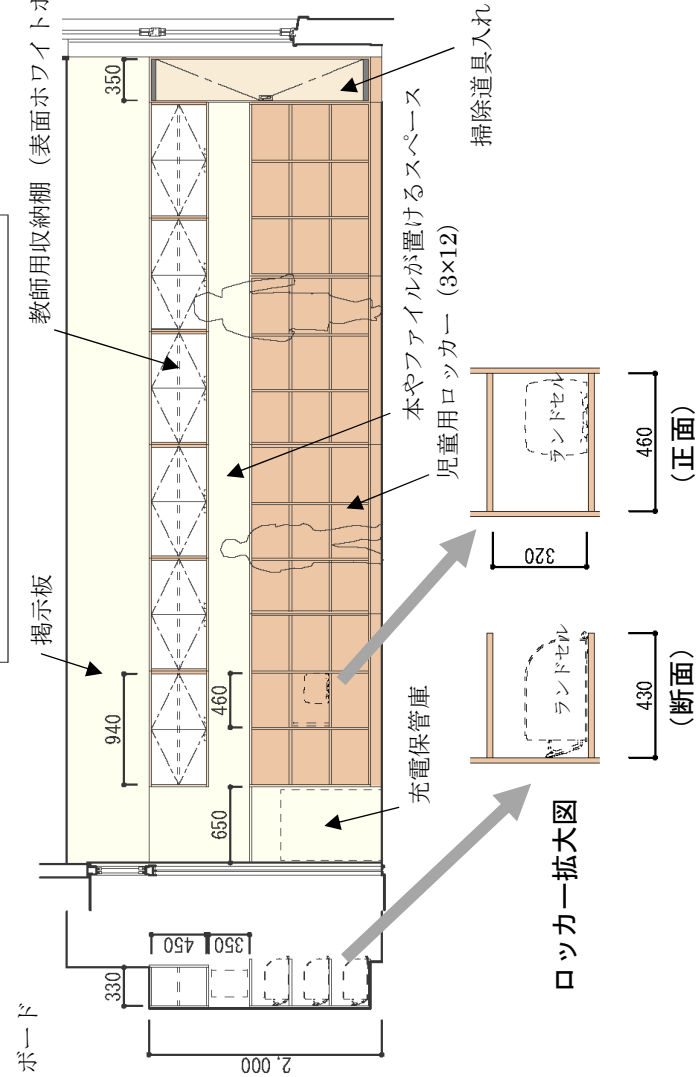
- ・背面の廊下側に設置できるスペースを確保し、掃除道具入れは南窓側に移動する。



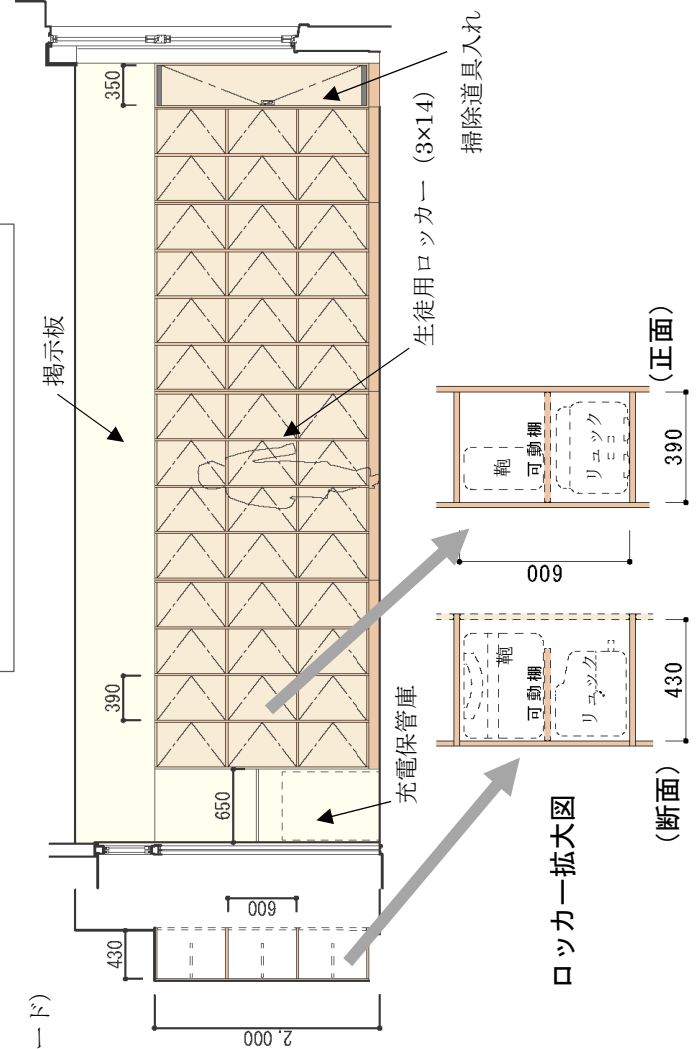
正面（小中共通）



背面（小学校）



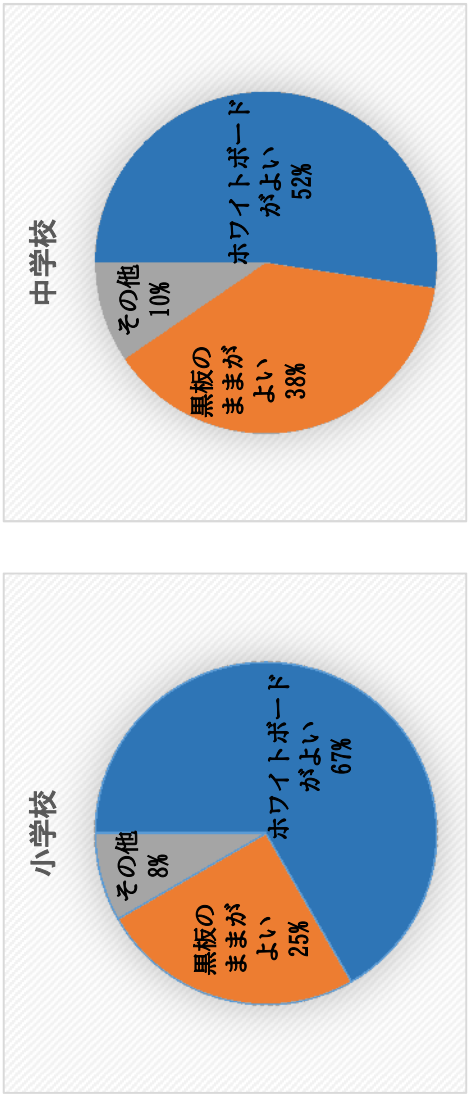
背面（中学校）



3 普通教室の整備内容に対するアンケート結果

調査対象：全小中学校 67校 回答数：全小中学校

1 前面の曲面黒板をホワイトボードにすることについて



【ホワイトボードが良い】の主な意見

- ・チョークの粉で教室が汚れない。チョーク粉による電子機器の不具合が無くなる。(23件)
- ・ホワイトボードがよいが、多種類のペンの用意が必要。ボード面の耐久性は考えてほしい。(15件)
- ・見やすい、書きやすい。(6件)
- ・多様な使い方が期待できる。スクリーンとして活用できる。(4件)

【黒板のままがよい】の主な意見

- ・強調、色を塗る等、表現が難しい。書きづらい。黒板の方が書きやすい。(8件)
- ・黒板の方が見やすい。ホワイトボードは反射して見にくい。後方の子どもが見にくい。(8件)
- ・漢字の指導など、正しく丁寧に書くことに適していない。黒板の方が教えやすい。(2件)
- ・ホワイトボードでは、しっかり消しても跡が残る。(4件)

【その他】の主な意見

- ・それぞれでメリット・デメリットがあり、現段階では選べない。(4件)

2 電子黒板の設置方法について

【主な意見】

- ・良い。移動できるのが良い。(24件)
- ・コードが邪魔にならないか心配。スタンドの足で生徒が転倒しないか心配。(11件)
- ・転倒防止対策、地震対策が必要。児童生徒が触れるのが心配。(10件)
- ・狭くなる。置き場がない。(10件)

3 児童・生徒用ロッカーについて

【小学校の主な意見】

- ・賛成。できるだけ大きくしてほしい。置き用具が入るくらい大きくしてほしい。(27件)
- ・棚や仕切りなどがあり、コンパクトでも高収納なロッカーがよい。教科書を立てて収納したい。(6件)
- ・置き用具や絵の具セット、習字セット等が入るか心配(3件)

【中学校の主な意見】

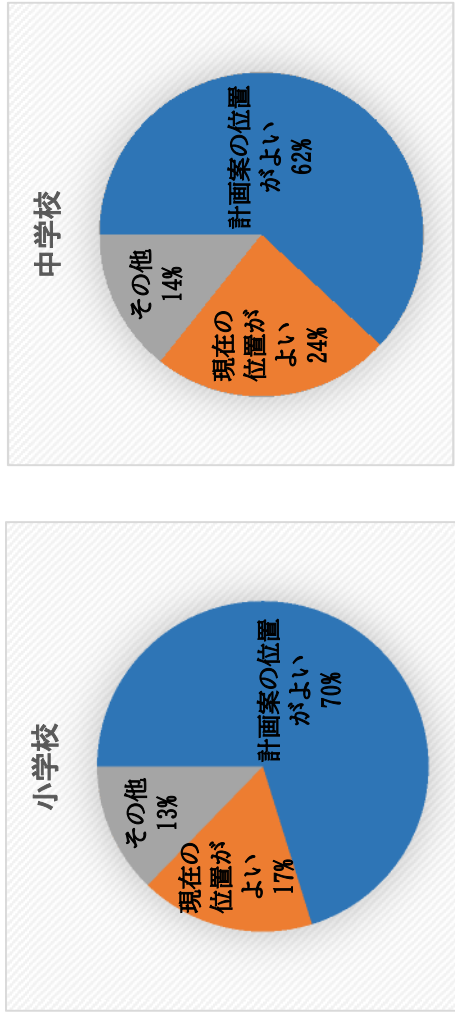
- ・鍵の用意や管理について心配(8件)
- ・良い(6件)
- ・扉は必要ない。秘匿性があり、問題がおきる。(4件)

4 収納棚について

【主な意見】

- ・背面に児童の掲示物が貼れたり、図工作品が置けたりできるスペースを確保してほしい。(12件)
- ・良い(8件)
- ・場所が高く、教員が荷物を出し入れする負担が増える。(5件)
- ・ロッカーの上に大きな水筒や花瓶、水槽等を置けなくなる。35cmでは狭い。(5件)

5 充電保管庫について



【計画案の位置がよい】の主な意見

- ・でっぱりが無くなり、すっきりとして良い。(6件)
- ・配膳台とかぶらなくて良い。(4件)
- ・子どもが密にならず、出し入れしやすい。(3件)

【現在の位置がよい】の主な意見

- ・教師の目に届きやすい場所がよい。前面の方が管理しやすい。(7件)

【その他】の主な意見

- ・ロッカー内に充電できるUSBがあるとよい。(4件)
- ・それぞれに良い点がある。(2件)

6 その他普通整備の在り方に関する意見

- ・教室が狭い。教室を広くしてほしい。
- ・児童作品掲示スペースの確保、児童が日々活用する用具の置き場所の確保について、十分な検討が必要
- ・ホワイトボードはマグネット対応にしてほしい。掲示物の重さに耐えられる配慮も必要。
- ・モデルルームのように全学校に1室先行して工事をして、その後、各学校の実態に応じて工事を進める方がよい。
- ・この他、教室の仕上・機能に関する要望が多数。